

手順書: 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

26. 脱水症状に対する輸液による補正(7-1)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(食事摂取量、皮膚の乾燥の程度、排尿回数、発熱の有無、口渴や倦怠感の程度等)及び検査結果(電解質等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、輸液による補正を行う

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

1. 長期間にわたり経口摂取や飲水ができていない場合
2. 嘔吐や下痢が持続し、体重が減少している場合
3. 発熱や発汗が持続し、体重が減少している場合
4. 多尿が持続し、体重が減少している場合

病状の範囲外

【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- 意識状態の変化なし
- 血圧、脈拍、呼吸状態が安定している場合
- 医師による初回の病状判断(診断)がされている場合
- (血液検査で著明な血清電解質(Na,K,Cl)異常、腎機能(BUN, Cr)異常や低蛋白血症がないことが確認されていることが望ましい)

担当医師に直接連絡し指示をもらう

病状の範囲内

【診療の補助内容】

脱水症状に対する輸液による補正

【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 体液量の評価と補正量の計算
- 意識レベルの変化
- バイタルサインの変化
- 心不全徴候($SpO_2 \leq 93\%$)
- 過剰心音
どれか一項目でもあれば、下記の確認をして担当医に連絡
- バイタルサイン(血圧、脈拍、呼吸数、経皮的酸素飽和度)
- 肺音聴診で副雑音(crackle, wheezing)の聴取
- 浮腫(顔面、下腿など)の悪化

担当医師に直接連絡し指示をもらう

【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

担当医師

【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】

1. 担当医師の携帯電話に直接連絡
2. 診療記録への記載